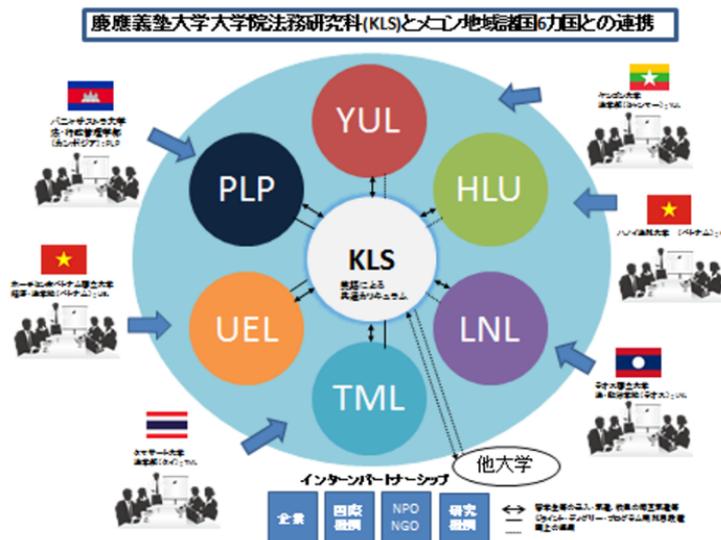


大学の世界展開力強化事業(平成28年度採択) 慶應義塾大学 取組概要

【事業の名称】(選定年度28年度・(タイプB ASEAN)

LL.M.を用いたメコン地域諸国大学との協働によるアジア発グローバル法務人材養成プログラム(PAGLEP)の形成

【事業の概要】 本プログラムは、メコン地域諸国(ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー)を中心に、日本も巻き込んで成長するアジア市場において、新たに生じている法的課題に対し、グローバルな視野から課題の解決と共通利益の増進に向けてリーダーシップをとることのできる人材を養成することを目的とする。本プログラムは、慶應義塾大学大学院法務研究科(KLSという)とメコン地域諸国の6大学(相手大学という)との連携による各大学の歴史的・地理的・文化的特色等を活かした固有の課題解決のためのジョイント・プログラムである。それは、①KLSのJ.D.プログラムの英語科目およびグローバル法務専攻法務修士課程(LL.M. in Global Legal Practice)の英語科目を中核とする全科目英語を用いた教育プログラム、②相手大学におけるグローバル法務人材の養成に資する英語科目を活用し、かつ③日本および相手大学の国における政府機関・国際機関・法律事務所・企業・NPO/NGOと連携したインターン等を実施するものである。



【交流プログラムの概要】 メコン地域諸国(ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー)を中心に日本も巻き込んで成長するアジア市場において、新たに生じている法的課題に対し、グローバルな視野から課題の解決と共通利益の増進に向けてリーダーシップをとることのできる人材を養成する。

日本とメコン地域諸国大学(6か国7大学)間の協働による各大学の歴史的・地理的・文化的特色等を活かした固有の課題解決のためのジョイント・プログラム①既存のJ.D.プログラムおよびグローバル法務専攻法務修士課程(LL.M. in Global Legal Practice)の英語科目を中核とする全科目英語を用いた教育プログラム②政府機関・国際機関・法律事務所・企業・NPO/NGOと連携したインターン等の実施する。

【本事業で養成する人材像】 メコン地域諸国では市場の拡大に伴い、日本との関係が緊密化する一方で、投資紛争、経済・地域格差、貧困、公害・環境破壊、汚職、法令遵守・司法アクセスの不徹底、国際標準の要求等の固有の開発課題に直面している。本事業は《偏狭なナショナリズムに陥ることなく、グローバルな視点から、アジア市場で生じている問題を解決し、人類の共通利益を増進すべく、政府・企業・市民社会の各界でリーダーシップを発揮できる人材》としてのグローバル法務人材の養成を目標にする。そのためには、①自国の法制度について英語で発信する能力を備え、持続可能な開発目標(2015年9月国連総会)に則ったグローバルな視点から、②ビジネス法務(企業・政府・消費者の取引、知的財産、金融、競争、会社運営、倒産、国際取引、仲裁等の法的処理)および③セキュリティ法務(人権・環境・安全・災害・犯罪・貧困問題への法的対応)に関する知識を学修し、かつ④実務トレーニング(政府機関・国際機関・法律事務所・企業・NGO等でのインターンシップを含む)を修得する必要がある。それを通じ、市場取引や人権問題の法的紛争解決に寄与するグローバル法曹、および政府・企業・NGO等で活躍するグローバル法務専門職を養成する。

【本事業の特徴】 メコン地域6カ国7大学で連携し、新たな法的課題に対応するためにリーダーシップを発揮できるグローバル法務人材の養成を目指したジョイント・プログラム「アジア発グローバル法務人材育成プログラム」(PAGLEP)を実施する。

<タイプB>【交流予定人数】

	H28	H29	H30	H31	H32
学生の派遣	6	15	15	21	21
学生の受入	1	21	21	42	42

1. 取組内容の進捗状況(平成28年度)

【慶應義塾大学】

【事業の名称】(選定年度28年度・(タイプB ASEAN)

LL.M.を用いたメコン地域諸国大学との協働によるアジア発グローバル法務人材養成プログラム(PAGLEP)の形成

■ 交流プログラムの実施状況



【授業内容】

賃貸借契約と売買を題材にした共通課題を用いて、それぞれの国の法律を適用した場合、どのような解決になるのか相互にプレゼンテーションを行った。
問題に対するアプローチの方法や法の解釈適用方法、解決策の共通点・相違点についてディスカッションをした。

〈2017年3月に実施したエクスターンシップでの授業風景(カンボジア)〉

交流プログラムにおける学生のモビリティ

○ 日本人学生の派遣

2017年3月6日～2017年3月19日 海外研修(ベトナム・カンボジア)エクスターンを実施した。

○ 外国人留学生の受入

2017年2月21日よりハノイ法科大学(ベトナム)より1名留学生を受け入れた。

〈タイプB〉

	H28	
	計画	実績
学生の派遣	6	12
学生の受入	1	1

■ 質の保証を伴った大学間交流の枠組形成に向けた取組

法科大学院である法務専攻(KLS-J.D.)における質保証のモデルを応用している。具体的にはGPA制度などによる「厳格な成績管理」、および、授業評価を中心とする「徹底したFD活動」である。

このシステムをLL.M.であるグローバル法務専攻にも導入しつつ、コンソーシアムのパートナー校との間でも共有化を図っている。そのためにパートナー校の教学委員会との連携を強化している。

さらに法務研究科では、PAGLEPの実施機関として慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法研究所(Keio Institute for Global Law and Development: KEIGLAD)を設立し、大学間の交流に必要な情報収集や研究を行っている。



〈2017年3月に実施したエクスターンシップでの学生発表の様子(ベトナム・ホーチミン)〉

■ 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

外国人学生に対しては、各種奨学金の紹介や寮や住宅の紹介、生活状況の提供、TAによるサポート体制などを整え、日本での学業に専念できる環境の整備に努めている。

日本人学生の派遣に向けて、現地受入校と緊密に連携を取り、大学の情報や受入国の基礎情報の提供、奨学金の紹介等を行っている。留学先での学業に専念できる環境の整備に努めている。

■ 事業の実施に伴う大学の国際化の状況 情報の公開、成果の普及

慶應義塾大学において世界展開力強化事業を実施する機関としてKEIGLADを立ち上げ、随時情報をホームページ上(<http://keiglad.keio.ac.jp/en/>)に公開している。PAGLEPの研究成果を年1回出版し、発表する計画である。

■ グッドプラクティス等

教育の質向上に向け、2017年3月4日にメコン地域6カ国7大学と共に、比較法学教育研究をテーマにシンポジウムを開催した。研究成果を年1回、出版する計画である。

現在、日本およびメコン地域が直面する法的課題に対応できる人材育成に向け、2017年3月に実施した海外研修(ベトナム・カンボジア)では、日本人学生も含め、参加者全員にプレゼンテーションの機会を設けて相互に議論する機会を設け、非常に有益であった。また、現地日系法律事務所や経済開発地区へのフィールドワーク、カンボジアJICA法整備支援オフィスにも訪問した。

留学生向けには、実務的観点から法的課題を検討できるよう、法律事務所へのエクスターンシップを実施した。これらの取組を継続して実施し、より実践的な観点から法的課題に対応できる人材育成を目指している。

2. 取組内容の進捗状況(平成29年度)

【慶応義塾大学】

【事業の名称】(選定年度28年度・(タイプB ASEAN))

LL.M.を用いたメコン地域諸国大学との協働によるアジア発グローバル法務人材養成プログラム(PAGLEP)の形成

■ 交流プログラムの実施状況



【授業内容】

事前に提示された共通事例について、参加大学の学生が各国の法制度を紹介するとともに、共通事例に各国の法を適用した場合、法的紛争がどのように解決されるのかプレゼンテーションを行った。プレゼンテーションや質疑応答を通じて、比較法学的な観点から、自国の法制度の成立過程や背景事情に目を向ける機会になるとともに自国の法解釈について再認識する機会となった。

〈 2017年8月留学生向け短期サマースクールの様子(東京) 〉

交流プログラムにおける学生のモビリティ

○ 日本人学生の派遣

2017年8月(ラオス)に2名、9月(タイ)に6名、2018年3月(カンボジア・ベトナム)に6名を海外研修エクスターンに派遣した。

○ 外国人留学生の受入

2017年4月LL.M.正規生1名(タイ)、8月に留学生向けに、ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマーから14名の学生向けに短期サマースクールを開催した。9月にLL.M.正規生2名(ベトナム)、留学生2名(ベトナム)を受入れた。

〈タイプB〉

	H29	
	計画	実績
学生の派遣(外国人含)	15	14
学生の受入	21	19

■ 質の保証を伴った大学間交流の枠組形成に向けた取組

タイのタマサート大学、ベトナムのハノイ法科大学とホーチミン経済法科大学、ラオス国立大学、カンボジアのパニャサストラ大学、ミャンマーのヤンゴン大学をパートナー大学として、学生の派遣と受入、教職員の相互交流、法学教育の比較研究などを実施した。



〈 2018年3月ベトナム地方裁判所見学 〉

■ 外国人学生の受入及び日本人学生の派遣のための環境整備

外国人学生に対しては、各種奨学金の紹介や寮や住宅の紹介、チューターによる相談窓口を設け学業に専念できる環境の整備に努めている。

日本人学生の派遣に向けて、現地受入校と緊密に連携を取り、大学の情報や受入国の基礎情報の提供、奨学金の紹介等を行っている。留学先での学業に専念できる環境の整備に努めている。

■ 事業の実施に伴う大学の国際化の状況 情報の公開、成果の普及

PAGLEPの研究成果をまとめた図書(第1巻“Comparative Legal Education from Asian Perspective”; 第2巻“Challenge for Study Law Abroad”)を出版し、国内の法科大学院、法学関連の関係者、ならびにASEAN諸国の協定校に贈呈。また、ホームページ(<http://keiglad.keio.ac.jp>)上で公開している。PAGLEPの普及促進ビデオを製作し、ホームページ(<http://keiglad.keio.ac.jp>)上で公開している。

■ グッドプラクティス等

年2回の学生の海外派遣やサマースクール開催による学生の受入のほか、2017年9月30日にメコン地域5カ国6大学と共に、法律を学ぶ留学生たちが直面する障壁(Challenges to Study Law Abroad)をテーマにワークショップを開催した。

各国の教員によるプレゼンテーションを通し、意見交換を行った。

また、2018年1月には、タイ、ベトナム、ラオス、カンボジアから各大学の民法担当教員を招聘し、各大学の教育内容を理解し、共通素材の作成に向けての合意形成を図った。

同月にはタイおよび国内他大学の教員を招聘し、アジア諸国の比較憲法についての意見交換を行った。これらの取組を継続して実施し、実践的な観点から法的課題に対応できる人材育成を目指している。